

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 平成27年4月28日変更 平成27年8月31日変更 平成28年4月1日変更 平成28年7月11日変更 平成29年4月1日変更 平成29年9月6日変更 平成30年__月__日変更</p> <p>業務規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(供給計画の案に基づく調整) 第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び <u>見直し後の供給計画の案の再提出</u> を求める。 2・3 (略)	(供給計画の案に基づく調整) 第26条 本機関は、前条に基づき提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点その他送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び <u>見直し後の供給計画の案の再提出</u> を求める。 2・3 (略)
(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当するとき(以下「リプレース」という。)は、 <u>リプレース対象廃止計画を公表する。</u> 一～三 (略) 2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、 <u>リプレースの該当性を判断する</u> ために必要な事項について確認を行う。 3 本機関は、 <u>次の各号に掲げる事項を考慮の上、発電設備等の廃止計画がリプレースに該当するか否かを判断する。</u> 一～四 (略) (新設)	(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表) 第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する(以下「リプレース」という。)か否かの判断(以下「リプレース該当性判断」という。)を行う。 一～三 (略) 2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象事業者及び関係する電気供給事業者に対し、 <u>リプレース該当性判断</u> のために必要な事項について確認を行う。 3 本機関は、 <u>第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。</u> 一～四 (略) 4 本機関は、 <u>リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。</u>
(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始) 第91条 (略) 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを <u>開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を定めた募集要綱を作成し、公表する。</u> <u>一 募集実施のスケジュール</u> <u>二 募集対象となる送電系統</u> <u>三 募集対象となるエリア</u> <u>四 募集対象となる送電系統の連系可能量</u> <u>五 応募資格</u> <u>六 連系可能者の決定方法</u> <u>七 その他募集を行うにあたり必要となる事項</u> (92条第2項より移設し修正) 3 (略)	(リプレース案件系統連系募集プロセスの開始) 第91条 (略) 2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを <u>開始した場合には、リプレース対象事業者及び同プロセスの対象となる送電系統(以下「プロセス対象送電系統」という。)を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。</u> (第92条第1項へ移設) 3 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、新設発電設備等の最大受電電力を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。 4 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(リプレース案件系統連系募集プロセス開始の通知) 第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、 <u>リプレース対象事業者</u> 及び同プロセスの対象となる送電系統（以下「プロセス対象送電系統」という。）を運用する一般送配電事業者たる会員に対して、その旨を通知する。 (第91条第1項より移設)	(募集要綱の策定等) 第92条 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセスを開始した場合には、 <u>次の各号に掲げる事項</u> について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定め、公表する。 一 募集実施のスケジュール 二 募集対象となる送電系統 三 募集対象となるエリア 四 募集対象となる送電系統の連系可能量 五 応募資格 六 連系可能者の決定方法 七 その他募集を行うにあたり必要となる事項 (第91条第3項へ移設)
2 本機関は、リプレース案件系統連系募集プロセス開始した場合には、その開始時点から完了又は中止する時点までの間、リプレース発電設備等の廃止によって生ずるプロセス対象送電系統の連系可能量に相当する容量を、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量として定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。	
(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、前条に基づく接続検討の回答を踏まえた上で、連系等を希望する応募者の発電設備等の容量の合計（以下「連系希望容量」という。）が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 (略)	(連系希望量が接続可能量の範囲内である場合の取扱い) 第95条 本機関は、 <u>連系希望量</u> が、プロセス対象送電系統の接続可能量（既存の連系可能量とリプレース発電設備等の廃止により生ずる連系可能量の合計をいう。以下、本節において同じ。）の範囲内である場合には、応募者に対して、全ての発電設備等の連系が可能である旨を通知する。 2 (略)
(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、 <u>連系希望容量</u> が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2～5 (略)	(連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い) 第96条 本機関は、 <u>連系希望量</u> が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。 2～5 (略)

## 変更前(変更点に下線)

## 変更後(変更点に下線)

(連系線の管理)

第124条(略)

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備(※1)	中部～北陸	南福光連系所、南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線(※1)	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線(※2)	関西～中国	西播東岡山線、山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

(※1)・(※2)(略)

(連系線の管理)

第124条(略)

別表10-1 連系線

連系線	区間	対象設備
北海道本州間連系設備	北海道～東北	北海道・本州間電力連系設備 新北海道本州間連系設備
東北東京間連系線	東北～東京	相馬双葉幹線 いわき幹線
東京中部間連系設備	東京～中部	佐久間周波数変換設備 新信濃周波数変換設備 東清水周波数変換設備
中部関西間連系線	中部～関西	三重東近江線
中部北陸間連系設備(※1)	中部～北陸	南福光連系所及び南福光変電所の連系設備
北陸関西間連系線(※1)	北陸～関西	越前嶺南線
関西中国間連系線(※2)	関西～中国	西播東岡山線 山崎智頭線
関西四国間連系設備	関西～四国	紀北変換所、阿南変換所間の連系設備
中国四国間連系線	中国～四国	本四連系線
中国九州間連系線	中国～九州	関門連系線

(※1)・(※2)(略)

(空容量の算出)

第133条(略)

2・3(略)

別表10-2 空容量の算出式

空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
----------------------------------	--------------------------

(※1)・(※2)(略)

(※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第2項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。

(※4)～(※7)(略)

(空容量の算出)

第133条(略)

2・3(略)

別表10-2 空容量の算出式

空容量算出式 (※1、※2、※3、※4、※5、※6、※7)	空容量 = 運用容量 - マージン - 計画潮流
----------------------------------	--------------------------

(※1)・(※2)(略)

(※3) 第153条第1項の運用容量拡大分を使用した潮流及び同条第3項の運用容量を超過して使用した潮流は、算出式の計画潮流に含めない。また、算出式における運用容量の値には、運用容量拡大分は含めない。

(※4)～(※7)(略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(作業停止計画の調整の実施) 第156条 本機関は、法第28条の40第7号に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11－1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 (略)	(作業停止計画の調整の実施) 第156条 本機関は、法第28条の40第8号に基づき、広域連系系統及び連系線の運用容量に影響を与える電力設備（以下「広域連系系統等」という。）の点検や修繕等の作業を実施するための電力設備の停止に関する計画（別表11－1に示す種別のものをいう。以下「作業停止計画」という。）の取りまとめを行う。 2 (略)
(作業実施の手続) 第167条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者から設備の停止及び使用の報告を受ける。	(作業実施の手續) 第167条 本機関は、広域連系系統等の作業停止計画に基づく作業の実施に際して、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から設備の停止及び使用の報告を受ける。
(系統情報の公表) 第168条 (略) 2・3 (略)	(系統情報の公表) 第168条 (略) 2・3 (略)
別表12－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期 (略) (※1)～(※6) (略) (※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。 (※8)～(※11)	別表12－1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期 (略) (※1)～(※6) (略) (※7) 長期から翌々日を対象とする。なお、第107条により提出を受けた計画に基づき想定した予想値とする。 (※8)～(※11)
(新設)	<u>附則(平成30年月日)</u>  <u>(施行期日)</u> 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。但し、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。
(新設)	<u>(発電制約量の調整結果の確認)</u> 第2条 本機関は、広域連系系統（連系線は除く。以下同じ。）の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針に定めるところにより、発電計画提出者間による発電制約量の調整結果について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。 2 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の調整結果を確認し、必要と認めるときは、当該発電計画提出者に調整内容その他必要な情報の提供を求めることができる。
(新設)	<u>(発電制約量の調整の不調時の対応)</u> 第3条 本機関は、前条第1項による発電制約量の調整結果が不調である場合において発電制約量の再調整が必要と判断した場合は、不調となった発電計画提出者に再調整を依頼するとともに一般送配電事業者たる会員に再調整となった旨を連絡する。 2 本機関は、送配電等業務指針の定めるところにより、再調整を依頼した発電計画提出者から発電制約量の再調整の結果の報告を受ける。

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
	<p>3 本機関は、発電計画提出者間による発電制約量の再調整が不調となった場合は、作業停止計画で必要となる発電制約量の合計を当該作業停止計画に伴い調整対象となった発電機の定格容量（送電端）比率で按分（以下「定格容量比率按分」という。）した値を当該発電計画提出者間の発電制約量として決定し、発電計画提出者に通知する。</p> <p>4 本機関は、再調整の結果及び決定した発電制約量を一般送配電事業者たる会員に通知する。</p>
（新設）	<p>（発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有）</p> <p>第4条 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、第3年度の発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画に関する一般送配電事業者たる会員と発電計画提出者間の情報共有の状況について、一般送配電事業者たる会員から報告を受ける。</p>
附則（平成29年9月6日）  (施行期日) 第1条 (略) 2 (略) 3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、 <u>第153条中第3項を第2項とする。</u>	<p>附則（平成29年9月6日）             (施行期日)            第1条 (略)            2 (略)            3 前項に掲げる規定が施行されるまでの間において、<u>第133条10－2（※3）「同条第3項」とあるのを「同条第2項」、第153条中第3項を第2項とする。</u> </p>
（経過措置可否判定）  第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。  2 (略)	<p>（経過措置可否判定）             第4条 本機関は、経過措置の対象日の前々日15時時点において、経過措置可否判定を行う。<u>但し、経過措置の対象日の前々日15時以降、前日スポット取引が開始されるまでの間に空容量が変更となった場合には、都度、経過措置可否判定を行う。</u>             2 (略)         </p>